

特定非営利活動法人全国GIS技術研究会 製品仕様書の導入支援活動 近畿中部北陸GIS技術研究会

日本全国各地の測量会社を中心に構成されたNPO法人全国GIS技術研究会は、GISの構築・運用に関して地域に密着したサポートを展開する事を目的としています。今後ますます進歩していく高度な情報化社会の基盤となるGISの普及・啓発、関連技術の調査・研究活動を産官学三位一体で継続して、人々のより豊かで便利な社会「G空間社会」への発展に貢献する事をミッションとしています。

全国6ブロックに分かれた研究会の中で、私たちは近畿中部北陸GIS技術研究会として活動を行っております。

地理空間情報活用推進基本法が平成19年に施行され、平成20年に改定された公共測量作業規程の準則では、公共測量において計画機関は得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品櫃を示す「製品仕様書」を定めなければならない。と規定されました。

私たち研究会でも、6ブロックの技術者が集まって「製品仕様書」を作成できるスキルを身につけることを目的とした技術委員会を立ち上げ、製品仕様書の解説、作成などの研究を行っており、技術普及活動にも協力させていただいております。

地方自治体の製品仕様書導入

地方自治体が製品仕様書を導入しようとしても、職員の方が製品仕様書を作成できないために、当研究会員がお手伝いをさせていただくことがありました。実績としては、福井県様が基準点測量の製品仕様書を導入し施行するに当たり、国土地理院様の製品仕様書を参考にして作成するお手伝いをさせていただき、その後、道路台帳製品仕様書の作成でもお手伝いさせていただきました。

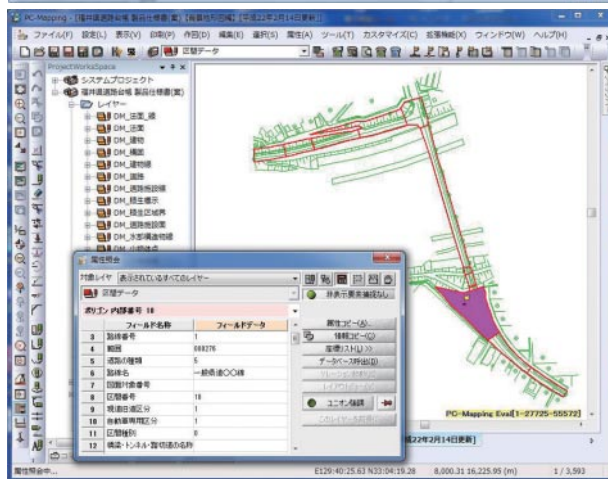
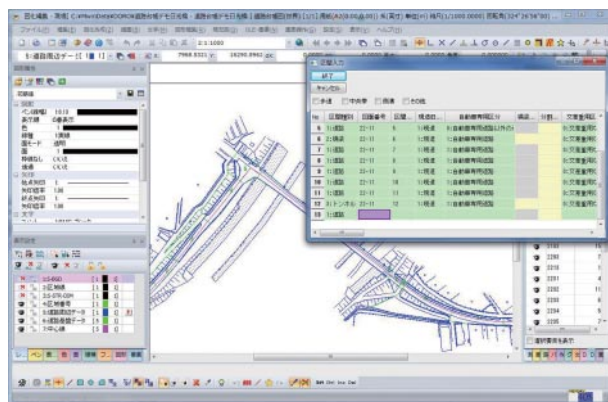
全国的にも地方自治体では製品仕様書の導入が進んでいないのが実状ですが、データの管理・国土地理院様へのデータ提供など、今後、地方自治体でも製品仕様書の導入は必要不可欠であると思われます。

しかし、製品仕様書は、各業務によりそれぞれの製品仕様書がありますから、そのデータを見るためのソフトが必要となってきます。データの仕様は、製品仕様書毎に異なりますから、ソフトは、当該データがどの製品仕様書に対応しているかを判断し、対応する製品仕様書のみを表示するようになっていきます。したがって、ビューソフトであっても製品仕様書毎のソフト代金が発生してしまいます。製品仕様書を作成することができる測量業者であっても、ソフトベンダーが開発した製品仕様書に対応するソフトの購入、各製品仕様書作成ソフト購入等の費用が必要になります。

ソフト開発については、製品仕様書を使用する地方自治体が少ないため、ソフトベンダーも対応が遅れている現状です。

製品仕様書の必要性

製品仕様書は、公共測量作業規程に代表される、作業工程、使用する機器、検査方法等を規定する成果品の品質を



担保する仕様書ではなく、空間データ（地物）の定義品質のみを提示しており、作成者は作成方法を問わず、成果品の空間データに対して、提示している品質を満たしているかの品質評価をできることを記載しています。

成果物と同時に提出するメタデータ内には、空間データの所在、内容、品質、利用条件を記述したデータの記載があり、空間データとは別に作成される「情報を利用するために必要な情報」があります。これは、空間データ利用者がこのメタデータを調べ、その空間データが利用できるかどうかを判断できるようにするものです。メタデータには「どこにどのような形で存在して、どうすれば利用できるのか」等の利用者にとって必要かつ十分な情報が、共通の様式で記述されています。

上記の様に一度作成したデータを2次・3次利用しやすくするためには、製品仕様書が必要となります。

最後に、私たちNPO法人全国GIS技術研究会では、製品仕様書作成、データベースの標準化などのお手伝いをさせていただいております。お気軽にお問合せください。

お問い合わせ
近畿中部北陸GIS技術研究会 事務局
〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂1番地5
Tel.0739-23-1039 Fax. 0739-23-1364